

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：農林水産業費 項：畜産業費 目：家畜保健衛生費

事業名 家畜衛生指導調査費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

農政部 家畜防疫対策課 防疫指導係 電話番号：058-272-1111 (内 2885)

E-mail：c11449@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 926 千円 (前年度予算額：924 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	924	0	0	0	0	0	0	0	924
要求額	926	0	0	0	0	0	0	0	926
決定額	926	0	0	0	0	0	0	0	926

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

- ・家畜疾病の多様化に応える診療体制の整備のために、適正な動物用医薬品の使用が重要
- ・動物用医薬品、医療機器の適正販売流通のため、厳格な医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(医薬品医療機器等法)の運用が必要
- ・県有種雄牛の遺伝資源が不正に流通することのないよう、精液及び受精卵の適正な管理が必要

(2) 事業内容

- ・医薬品医療機器等法、獣医師法、獣医療法および家畜改良増殖法に基づく申請届出等の事務
- ・動物用医薬品販売業、飼育動物診療施設等畜産関係施設への立入指導
- ・家畜改良増殖上重要となる家畜人工授精用凍結精液・受精卵の適正な流通を確保するため、家畜人工授精師への指導や家畜人工授精所への立入を実施

(3) 県負担・補助率の考え方

- ・ 県負担 10/10

(4) 類似事業の有無

- ・ 種雄牛等を所有している県は類似事業を実施

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報償費	39	研修会講師謝金
旅費	454	各種会議、協議会及び研修会への出席旅費
需用費	249	消耗品費、燃料費
役務費	119	郵便代、電話代
使用料	65	有料道路使用料
合計	926	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 国・他県の状況

- ・ 平成 22 年 8 月に農水水産省が「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」を策定。
- ・ 平成 26 年 6 月及び 11 月に「薬事法」が「医薬品医療機器等法」に改正され、通信販売や再生医療等製品に関する規定とインターネット販売に関する新たな項目が定められ、医療機器に関する規定が新たに章立てられた。
- ・ 令和 2 年 4 月に「家畜改良増殖法」の改正により精液・受精卵の流通管理の規制等が見直され、同時に「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律」が制定。家畜遺伝資源に対する不正競争への民事的な救済措置と抑止力強化が定められた。

事業評価調書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

- ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
- ・獣医療の適切な提供及び動物用医薬品又は動物用医療機器の適切な流通・販売が維持されるようにする。
- ・家畜改良増殖法により、より適正な凍結精液あるいは受精卵の取扱い及び適正な人工授精業務の実施に資する。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業 開始前	指標の推移		現在値	目 標	達成率
				(前々年度末時点)		
飼育動物診療施設及び医薬品販売業等立入件数	(H)	141 件 (H29)	101 件 (H30)	110 件 (R1)	136 件 (R3)	81%
凍結精液の適正な取扱いについての指導回数	(H)	60 回 (H29)	60 回 (H30)	60 回 (R1)	60 回 (R3)	100%

○指標を設定することができない場合の理由

--

（前年度の取組）

- ・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
- ・獣医事指導調査及び動物用医薬品販売業者、飼育動物診療施設、家畜人工授精所等の立入調査を実施
- ・獣医師会と連携し、飼養管理担当者への管理指導、動物との接触に関する衛生対策の指導、病気に対する正しい知識の普及
- ・人工授精・受精卵移植成績調査

（前年度の成果）

- ・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
- ・学校で飼養されている家きんについてはニューカッスル病抗体検査を行い、伝染病予防を図っている。
- ・動物用医薬品販売業者等への指導により、動物用医薬品等の適正な流通販売がなされている。また、飼育動物診療施設への立入指導により適正な獣医療の提供がなされている。
- ・受精卵・凍結精液の適正な取扱いを実施している。
- ・貴重な県有財産である県有種雄牛凍結精液の流出防止を実施している。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い △：必要性が低い 	
○	(評価) 動物用医薬品の適正な流通及び使用が行われるよう、家畜診療施設及び医薬品販売業者等へ継続的に立入指導する必要がある。 家畜人工授精所等への指導等の業務は家畜改良増殖法に基づく。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
○	(評価) 適正な獣医療、動物用医薬品の流通販売体制が確認できている。 人工授精用凍結精液、受精卵の適正な取扱いにより、貴重な県有財産である県有種雄牛の県外流出の防止が図られている。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている △：向上の余地がある 	
○	(評価) 岐阜県獣医師会等関係団体と連携を密にして実施している。 立入検査や指導方法を他の事業と併せて行うなど、効率的に事業を行っている。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 ・適正な動物用医薬品の流通及び使用の体制の維持 ・凍結精液の不正流通を防ぐため、家畜人工授精用精液証明書及び精液ストローの適正な取扱いに関する指導・啓発を引き続き実施

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか ・家畜診療施設、動物用医薬品及び動物用医療機器販売業者等への立入検査及び指導等を継続し、適正な獣医療体制や動物用医薬品の流通を確保する必要がある。 ・受精卵・凍結精液の適正な管理・使用は、家畜の改良増殖の根幹となる部分であり、県有精液の適正な流通、使用は飛騨牛のブランド強化のために重要であることから、今後も継続指導が必要である。
--

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	【〇〇課】
組み合わせる理由や期待する効果 など	